

平成31年度第1回定例総会 議事録

1 開催日時 平成31年4月25日（木）午後2時00分～午後2時26分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（16名）

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 信 幸
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議書記の指名
- 日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後2時00分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成31年度加美町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（三浦泉会長） 本日はお忙しい中、第1回定例総会に出席いただき、大変ご苦勞さまでございます。私事ではございますが、皆さんから選任されまして会長となりました際には、自宅に足を運んでいただきありがとうございました。お陰様で各関係機関への挨拶回りもできました。大崎連合会の総会にも出席いたしまして、加美町農業委員会は前会長と同様の副会長という立場で任命されました。また、常設審議委員会では16日の理事会において前会長と同様に常設委員として任命されたことを報告いたします。

4月11日には全国農業会議所主催の全国農業新聞の表彰を受けまして、事務局からは代理出席として猪股主事が表彰を受けてきました。尚且つ、この表彰は県内で2番目の購読数があり、2番目に加美町が入ったということをご報告いたします。

本日は第1回目の定例総会ということで、慎重な審議をお願いいたしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、2番 澁谷幹男委員、4番 畠山義信委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成31年4月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

[報告第1号

賃貸借の合意解約通知受付

4月10日受付 地目 畑、地積 443 m² 外 7筆
(基盤強化促進法)

4月10日受付 地目 畑、地積 652 m² 外 4筆
(基盤強化促進法)

以上、19,995 m²の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成31年4月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

4ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

番号1、渡人、A氏。受人、B氏。申請地は、上狼塚字新田裏一番の畑で、面積248㎡。後継者へ贈与をするものでございます。この案件につきまして、受人であるB氏は農機具を所有しておらず、贈与後の農地については近隣の農業者へ耕作をお願いするということを確認しております。

番号2、渡人、C氏。受人、D氏。申請地は宮崎字南六番の畑ほか5筆で、面積10,845㎡。後継者へ贈与するものでございます。以上で説明を終わります。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号1番について、8番、今野修委員をお願いします。

*8番（今野修委員） 8番、今野が報告いたします。4月15日、申請地を確認し、双方に聴き取り調査を行った結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成31年4月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

6 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件です。

番号 1、資料は 8 ページの事業計画書概要から 14 ページでございます。こちらは、一時転用案件でございまして、期間は許可日から 7 月 31 日までの 3 か月となっております。譲渡人は、加美町上多田川字畑田二番…番地、E 氏。譲受人は、仙台市青葉区北目町…番…号、F 社、センター長 G 氏。申請地は、上多田川字畑田二番…番…の田、面積 2,051 m² のうちの 270.57 m²。申請事由は、使用貸借により携帯電話用無線基地局設置工事に伴う仮設トイレ、通路兼作業用地とするものでございます。事業資金は、自己資金…万円で、申請事業に伴う借地料はございません。申請地は、農振農用地区域内にある農地であります。3 年以内の一時的な転用であり、かつ、多田川右岸山沿いの譲渡人宅地に隣接する不整形の農地で、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと思慮されますことから、不許可の例外規定 C に該当すると判断するものでございます。本案件は、譲受人が、同地内に a u 携帯電話用無線基地局を新たに設置するにあたり、設置工事に伴う仮設トイレ、通路兼作業用地とするものでございます。他にも適地をあたったようですが、工事上適地が見つからなかったため、農用地区域内にある申請農地を選定したとのことでございました。なお、基地局そのものの設置用地については、議案書の 13 ページ及び 14 ページに資料を載せておりますが、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設に供するため権利を取得する場合ということで、農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の制限の例外に該当するものであることを申し添えさせていただきます。

番号 2、資料は 16 ページの事業計画書概要から 22 ページでございます。譲渡人は、色麻町四竈字北谷地…番地、H 氏。譲受人は、加美町字木伏…番地…、I 氏。申請地は、字木伏…番…の畑、面積は 387 m²。申請事由は、売買により住宅用地とするものでございます。事業資金は、自己資金…万円、借入金…万円の合わせて…万円で、このうち、農地の取得価格は…万円となっております。事業計画は、令和元年 6 月 27 日の着工で、令和元年 12 月 27 日の完成予定でございます。申請地は、加美町役場の南約 1.7 km に位置し、中新田市街と鳴瀬川を挟んで連続する工業、業務区域である木伏工業団地内の残存農地でございます。街区の面積に占める宅地面積割合が 40% を超える 99.6% となっていることから、第 3 種農地と判断してございます。本案件は、譲受人が、売買により自宅及び自らが経営する自動車整備工場の隣接地である申請地を取得し、自宅を新築するものでございます。なお、町道と申請地をつなぐ町有地、公衆用道路 123 m² については、転用許可後に払下げを受けるということで町担当課と協議済みとのことでございました。

番号 3、資料は 24 ページの事業計画書概要から 30 ページでございます。譲渡人は、加美町上狼塚字新田西…番地…、J 氏。譲受人は、加美町羽場字山鳥…番地…、※※※…、K 氏。申請地は、上狼塚字東北原…番…の畑、面積は 396 m²。申請事由は、贈与により住宅を建設するもので、事業資金は、借入金…万円となっております。事業計画は、令和元年 7 月 1 日の着工で、令和元年 11 月 20 日の完成予定となっております。申請地は、加美町役場の北北東約 2.5 km に位置し、広原小学校にほど近い公共下水道が整備され相当数の街区が形成される区域にある農地で、周辺は宅地化も進んでいることから、第 2 種農地と判断いたしました。本案件は、譲受人が父親である譲渡人から土地の贈与を受け、夫との共同名義によ

り住宅を建設しようとするものでございます。なお、周辺に申請者が当該目的に使用可能で、同じく父親から受贈可能な農地以外の土地や第3種農地はないとのことでございました。以上3件の上程となります。

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番から申請番号3番について、5番、杉村昭宏委員をお願いします。

*5番（杉村昭宏委員） 5番、杉村です。去る4月15日、三嶋委員、板垣委員、私、事務局の5名で現地調査を行ってまいりました。

まず、申請番号1番について。譲受人の代理人、L社立会のもとに行いました。申請内容は、携帯電話用の無線基地局、高さ約28mのアンテナを設置するにあたり、工事用の重機や車両スペース、仮設トイレを設置するにあたり、約3カ月程度一時転用するものです。隣接する道路から乗り入れのため、一部盛土をし、作業用地については鉄板敷きの下に養生シートを敷いて耕作面を保護するとのことでした。工事が終了すれば原状に復旧するとのことでした。申請農地及び周辺農地に影響がないことを確認しましたので、許可相当と判断しました。なお、基地局施設用地につきましても、農地の転用の制限の例外に該当し、許可を必要としないため調査の対象外となります。

申請番号2番につきましては、譲受人の代理人、土地家屋調査士、行政書士のM氏立会のもと、調査を行いました。譲渡人のH氏から売買により農地を譲り受け、住居を新築するという内容です。申請地は木伏工業団地内にあり、隣接する農地はありません。譲受人のI氏の仕事場と、現在の居宅に隣接することから最適な場所と考え、選定したとのことでした。公道と接続する町有地、公衆用道路については、払い下げを受けることで町と協議済みで、委員会の許可が下りれば手続きを行うということでした。汚水については公設浄化槽設置により処理し、雨水は側溝への排水及び自然浸透とする。周辺に農地がないことから、許可相当と判断しました。

申請番号3番について、譲渡人のJ氏立会のもと調査を行いました。譲渡人のJ氏と、譲受人のK氏は親子関係にあり、土地の贈与を受け、夫との共同名義で住宅を建設するものであります。申請地は、広原小学校近くの南側に位置し、公共下水道が整備され、宅地化が進んでいる場所であります。雨水は接続する既設水路に放流する。盛土は行わないため、土砂の流出はなし、汚水は公共下水道に接続するため支障はありません。隣接する農地への影響もないことを確認しましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について

- *議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

- *事務局（猪股雅敬主事） 議案第3号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成31年4月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
次のページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、賃貸借8件でございます。

番号1、渡人、N氏。受人、O社、代表取締役 P氏。申請地は、字庄右衛門の田、ほか4筆で、計11, 130㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号2、渡人、Q氏。受人、R氏。申請地は、下新田字大巻の田、ほか7筆、面積29, 268㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

番号3、渡人、S氏。受人、T社、代表取締役 U氏。申請地は、下狼塚字塩田の田2筆、面積2, 062㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

申請番号4番から8番までの案件につきまして、権利移動の種別並びに利用権の設定期間は議案書のとおりとなっております。

以上、8案件で田33筆、畑2筆、計108, 823㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

- *議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。質疑に入る前に議案第38号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、14番 尾形徳夫委員。それでは、14番 尾形徳夫委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時23分]

- *議長（三浦泉会長） これより申請番号1番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、

議案第3号、申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、申請番号については、原案のとおり決定いたしました。それでは、14番、尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時24分]

*議長（三浦泉会長） 続いて、申請番号2番から8番の案件について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、3番 半田委員。

*3番（半田守委員） はい。申請番号2番の案件ですが、鳴瀬のA地区は…円ということで設定していますが、この案件は10aあたり…円ということで申請されています。さらにR氏には水利費、賦課金が入って…円以上の出費となると思いますが、そのへんは両者が相対で話し合っただけのことなのではないでしょうか。

*事務局（猪股雅敬主事） 1反歩…円という金額は、私のほうでも参考賃借料は…円ということでお話ししました。ですが、お互いの話し合いで…円でいいと納得されています。賦課金については今まで通り、特別賦課金は所有者が、経常賦課金は耕作者が払うということで話はまとまっています。以上です。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第3号、申請番号2番から8番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号、申請番号2番から8番については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成31年度第1回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時26分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成31年4月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 澁 谷 幹 男

署名委員 畠 山 義 信